

第3回 芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会 会議録

日 時	令和2年8月26日（水）午前10時～午前12時
場 所	芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室
出席者	会 長 大塚毅彦 副 会 長 石塚裕子 委 員 賀集律子，川根教子，大嶋三郎，能瀬仁美，七村千里男，中島洋子 竹内義（代理），吉岡徹郎，泉慶治，高村裕一（代理） 木田泰稔，辻正彦，安達昌宏 事 務 局 辻都市整備課主幹，山川地域福祉課長，柏原障がい福祉課長 白井都市計画課長，柴田都市整備課主査，小栗都市計画課係長 濱砂都市整備課係員，寺嶋都市計画課係員
事務局	都市計画課
会議の公表	■ 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事
 - (1)基本構想策定スケジュール
 - (2)基本構想策定協議会の意見整理
 - (3)基本理念（案）と基本方針（案）の検討
 - (4)これまでの取組み
 - (5)ヒアリング調査の結果報告
 - (6)まちあるきの実施方法の変更
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

2 協議経過

1 開 会

事務局

それでは、定刻より少し早いですが、皆さんおそろいとなりましたので、ただいまから芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会を開催させていただきます。

初めに、今回より人事異動等により新たに委員となりました方のご紹介をさせていただきます。

（委員の紹介）

次に、協議会の出欠につきまして、本日、朝倉委員が所用により欠席しております。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の協議会資料の確認をさせていただきます。事前に郵送で送付させていただいております会議次第と会議資料、本日お席にお配りしております出席者名簿、座席表はそろっておりますでしょうか。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

次に、会議次第の2でございますが、恐れ入りますが会長からご挨拶を賜りまして、その後、引き続き、会議次第の3、議事につきまして会長に進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

会長

皆様、猛暑が続く中、あと、新型コロナウイルスの影響もまだ続いておりますが、この策定協議会にご参加いただきまして、どうもありがとうございます。前回の2回目からちょうど半年少したってしまって、1回目、2回目、皆様からいろいろなご議論とかご意見をいただいたところ、少し記憶も定かでないところもあるかも分かりませんので、幾つか復習といたしますか、前回までどういうことを議論してきたかということも踏まえて進めさせていただきたいと思っております。それで、1点、国土交通省がバリアフリー法関係の在り方に関する検討会を今検討しておりまして、この7月、中間報告という形で次期目標について取りまとめをされております。そこでうたわれているのが、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進していくということと、あと、聴覚障がいの方々及び知的・精神・発達に関わるバリアフリーの進展状況とか、そういったところを「見える化」することを挙げております。あと、旅客施設のバリアフリーの施設としまして、文字や音声とか、あるいは運行情報提供設備とか、案内用の記号など、サインですけれども、そういったものを明確に位置づけるという、こういったことも掲げられております。また、マスタープランですとか基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進、心のバリアフリーの推進も図っていくということにしております。

その中で、例えばタクシー車両につきましては、ユニバーサルデザインタクシーの導入に関する目標値を新たに設定するなど、今まだこれは中間取りまとめですので最終となっていませんけれども、次期目標について様々、今議論されているという状況にあります。そういうことも、国の流れも踏まえまして、今回のこの基本構想策定協議会で皆様からいろいろなご意見をいただきたいと思いますと思っております。

それでは、次、会議の公開についての取扱いについて説明いたします。本協議会は原則公開とし、議事録等については本市のホームページで公開します。傍聴については、原則希望する方の入室を認

めるものとしませんが、個人情報等非公開情報を含む会議の場合には、会議冒頭で諮らせていただくようにしております。

それでは、本日の傍聴者はおられますでしょうか。

事務局

本日、傍聴希望者はありません。

会長

それでは次第の3番目の議事に移りたいと思います。

本日の議題は、次第に記載されていますとおりでございます。限られた時間ですので、できるだけ円滑に議事を進行させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 基本構想策定スケジュール

(2) 基本構想策定協議会の意見整理

会長

それでは、議題(1)基本構想策定スケジュールと、議題(2)基本構想策定協議会の意見整理の2つの議題について、まとめて事務局よりご説明よろしくお願いたします。

事務局

説明に際しましては、時間の制約もございますので、資料のポイントや主な変更箇所を中心に説明を行いたいと思います。また、これまでの協議会資料をまとめたものを後ろの資料⑦としてバリアフリー基本構想素案にも掲載しておりますので、適宜そちらの内容も振り返りの際などにご確認していただきますようによろしくお願いたします。なお、資料⑦に関しましては基本構想の全体を把握していただくための参考資料でありますので、現時点でその記載内容や表現等について確定しているものを示すものではありませんので、その点ご承知おきいただきますようによろしくお願いたします。

それでは、まず資料①をご覧ください。この資料には基本構想の策定スケジュールについて記載しております。これまでの協議会では、令和2年5月を目途に基本構想の策定を目指しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを受けまして、その策定が困難となり、それを見直したものがこの資料です。大まかなイメージとしましては、前回お示したスケジュール、工程よりも8か月程度後ろ倒しにしたものがこの資料となっております。そのため、基本構想の目途を令和3年3月と設定しております。今後の流れとしましては、9月下旬から10月上旬にまちあるきルート上の課題の抽出や、その整理をするためのヒアリング調査を行うことで、これを前回説明しましたまちあるきに代える方法として実施したいと考えております。なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、その実施方法については、前回の協議会で

説明したまちあるきの内容からは変更しておりますので、改めて資料⑥のところで説明いたします。まちあるきに代えたヒアリング実施後は、そこで出された意見などを参考に、バリアフリー整備の基本的な考え方や特定事業の案を検討します。その中で、交通事業者の方や施設管理者の方などを対象としたヒアリングも併せて実施したいというふうに考えております。実施時期としては10月から11月を予定しております。それらを終えた後、第4回協議会を開催し、資料に記載のとおり、基本構想（案）の内容について議論をお願いしたいと考えております。なお、そこで議論していただいた基本構想（案）について、ほかの多くの市民の意見も伺うため、パブリックコメントも実施したいと考えております。パブリックコメントで出された意見の取扱いについては、第5回協議会の議題として設定し、最終的な基本構想の策定につなげたいと考えております。資料①についての報告事項は以上です。

続きまして、資料②、基本構想策定協議会の意見整理について説明します。資料②をご確認ください。この資料は、これまでの協議会の中で出された意見や、それに対する回答を記載した資料です。意見の詳細なやり取りにつきましては市ホームページに議事録として掲載しておりますが、それを見やすい形でまとめたのがこの資料となっております。これまでの協議会の中でも、今まで出された議事を要約的にまとめた資料が必要ではというご助言もいただいておりますので、この資料を作成しております。意見の整理方法としましては、バリアフリー基本構想全体に関わるもの、重点整備地区に関するもの、まちあるきに関するもの、協議会に関するもの、駅や商業施設に関するものなどに分類しております。なお、回答欄にある括弧書きについては、前回までの協議会以降、市内部で検討した結果や、その後の状況に変化があったことなどを新たに付け加えたものを表しております。例えば2ページ記載の旧宮塚町住宅が国登録有形文化財の登録が決定したことや、4ページ記載のモンテメールのエレベーターの稼働時間が延長されたことなどがその例です。協議会の中でいただいた意見についてこの場で全てを取り上げて説明することは、時間の制約もございますので、今回は割愛いたします。なお、回答内容の不備やご不明な点等がある場合などは、協議会の後でもいいので、お知らせ願います。資料②についての報告事項は以上です。

会長

ただいま、基本構想策定のスケジュールと基本構想策定協議会の

意見整理について、事務局からの説明がございました。

スケジュールは、今年の2月の段階でまちあるきをもう少し早めに行う予定にしておりましたが、新型コロナウイルスの影響で、今回まちあるきのが9月に延びております。若干、その後のスケジュールもタイトにはなっておりますが、現在考えている策定スケジュールは資料①のような形になっております。資料②につきましては、先ほども事務局から説明がありましたが、後で回答も考えてここに記載していただいております。この件に関しまして、スケジュールの進め方とか、あと、資料②についてもご質問とかご意見はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

委員 私としては特に意見はございませんので、このスケジュールで結構かと思えます。

委員 同様でございます。

委員 2回目の協議会は欠席してしまったのですが、前回に多分いろいろお話に出ていたのが、初めの基本理念とかそういうことなのかということも議事録を見ていたのですが、そこでも心のバリアフリーなど、いろんな単語が出てきているなど思いながら、その辺りが少し分かればいいなと思えます。

会長 それにつきましてはこの後でお諮りする予定にしておりますので、またそこでご意見をぜひよろしくお願いいたします。

副会長 今回、事務局で資料②で意見整理をしていただき、この1回目、2回目の会議でいただいたご意見に真摯に回答をつくっていただいているので、ぜひご確認いただきたいというのが1点。それから、この回答の中で「ご意見を参考に検討を進めます」と回答欄に書いてあるところが幾つかありますが、これは対応が難しい課題であり、市民の皆さんからご指摘いただいた大切な内容だと思えます。これら全てを今回、策定していく基本構想の中で解決していくことは難しいですが、1つでも2つでも、少しでも前に進められるように、基本構想に取り入れられるものは取り入れていかなければならないと思っておりますので、その辺りを注意しながら、基本構想の中身についてご検討いただきたいと思えます。どうぞよろしくお願い致します。

会長 資料②は本当に重点整備地区の在り方ですか生活関連経路の在り方、施設案とか、芦屋市の特性を生かしてこういうふうにしたらいいのではないかという貴重な意見もたくさん出ておりますので、そういったところも今回の策定協議会の中でどんどん取り入れてい

きたいなと思っておりますので、また読んで、事務局にいろんなご意見をいただけるとありがたいと思います。

(3) 基本理念（案）と基本方針（案）の検討

会長 それでは、議題（3）でございますが、基本理念の案と基本方針の案の検討について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、資料③の基本理念（案）と基本方針（案）の検討について説明いたします。この資料は、先ほど説明した資料②、基本構想策定協議会【意見整理】の中でもお示ししておりますように、バリアフリーを取り巻く社会環境が変化する中で、基本理念や基本方針について再度検討することが望ましいのではないかというご意見もいただいていた中で作成した資料です。

 それでは最初に、基本理念（案）について説明します。5ページをご覧ください。この資料は、阪神芦屋駅・市役所周辺地区を対象としたバリアフリー基本構想とその基本理念、それと、JR芦屋駅周辺地区を対象として今回策定を目指しておりますバリアフリー基本構想の基本理念を比較した資料です。前計画との大きな変更点につきましては、資料中央の左から右への矢印で示しています。具体的な変更点は、心のバリアフリーなどソフト面での取組みの拡充を明記したことや、いわゆるバリアフリー法、正式には高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の大きな改正が平成30年度に行われたこと、具体的な改正内容としましては、その法律に基本理念が明記されたことや、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進が求められたこと、そういった改正を受けまして、基本理念の中に共生社会の実現や社会的障壁の除去を目的として理解や共生といった考え方を追加したことが挙げられます。そのような検討を通じまして、5ページ下の段の囲み部分の記載のとおり、「だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、すべての人々がともに理解し合う共生社会をつくります」を基本理念として掲げております。

 次に、基本理念の実現に向けて、市の関連計画や改正されたバリアフリー法等を踏まえて定めた基本方針（案）について説明します。それでは、次のページをご覧ください。基本方針では、図に示すように、先ほど会長からもお話がありましたハード・ソフト両面での一体的なバリアフリー化に関する取組みを推進します。ここに記載のPDCAサイクルとは、基本構想の策定後、事業を実施し、

その効果を評価することでその中での改善点を見だし、適宜見直しを行うといった作業により、基本構想を段階的・継続的に改善していく仕組みを指します。つまり基本構想の策定がP、つまりプラン（P l a n）、事業の実施がD、つまりドゥー（D o）、効果の評価がC、つまりチェック（C h e c k）に、見直しがA、つまりアクション（A c t i o n）に該当します。この仕組みを用いることで基本構想の段階的な発展を推し進めるとともに、それをバリアフリー化に関する市内全域への取組みへとつなげ、基本構想の理念の実現を目指します。

それでは、次のページをご覧ください。5つの基本方針（案）について、先ほど説明した基本理念（案）の場合と同様、前計画との比較やその変更点をお示しできるような資料のつくりとしております。基本方針の1つ目といたしましては、「安全・安心、快適なまちづくりへの多面的な取組みを進めます」を掲げております。具体的には、高齢者や障がい者の方などが快適に生活できるよう、道路、公園、鉄道やバスなどの公共交通機関や建築物のバリアフリー化を行うことをこの基本方針の案として想定しております。それに加え、歩行者空間のバリアフリー化を推進し、自動車交通からの歩行者の安全性の確保や、放置自転車の撤去などによる避難経路の確保など、災害に強いまちづくりに向けた整備を図るとしてあります。基本方針の2つ目といたしましては、「多様な人々に配慮した柔軟な取組みを進めます」を掲げています。障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生社会の実現や社会的障壁の除去に向けて必要かつ合理的な配慮を提供する必要があります。また、人の個性はそれぞれ異なるため、快適なまちづくりを行うためには、どこでも、誰でも、自由に、使いやすくというユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー化を推進し、誰もが社会参画できる環境づくりを進めるとしてあります。

次のページをご覧ください。基本方針の3つ目としましては、「多様な関係者の参画による利用者目線でのバリアフリー化を進めます」を掲げています。前回の計画も同様の趣旨の記述がありますが、利用者目線をより意識し、それを反映していくこととします。基本方針の4つ目としましては、「心のバリアフリーを進めます」を掲げています。心身の様々な特性や考え方を持つ全ての人々が相互理解を深めるためのコミュニケーションを取り、支え合うことは、社会的障壁の除去にもつながります。前回も同様の趣旨の記述

がありますが、その記載内容を拡充しています。最後の、基本方針の5つ目としましては、「段階的・継続的な取組みを進めます」を掲げています。バリアフリーを取り巻く社会的環境が変化し続けるものであるため、基本構想策定後もその継続的な進行管理や事後評価が必要です。その際には、基本構想の策定に当たり設置した協議会などを活用し、事業者だけでなく利用者の参画の視点を取り入れた先ほど説明したPDCAサイクルを用いることで、継続的な見直しを図ることとしています。資料③についての説明は以上です。

会長

基本理念の案、基本方針の案というところはすごく大事ですので、前回もお諮りしたんですが、平成19年度に策定したものと今回の部分とどのように変わっているのかというところも踏まえて、今、事務局からご説明をいただきました。

非常に大事なところ、いわゆる根幹のところにもなりますので、ここは委員の皆様にも、こういう書き方のほうがいいのではないかとか、あるいはこういう部分がちょっと抜けているのではないかとか、そういうところでも構いませんし、少しこういう部分をこれから含めていけばいいのではないかという意見もあると思いますので、忌たんのない意見をお聞きしたいと思います。

委員

今の会長のおっしゃったこと、非常に難しいご質問で、私はどう答えていいかわからないのですけれども、まず、この書いてあることについて、非常に細かく書いてあるから読むのが非常に難しいということ。整理がされてこの形なのだと思うのですけれども、例えば大事なところは太字にするとか何らかそういう工夫が必要で、1項目を読むのにも非常に難しいということがまず感じたことです。

それと、心のバリアフリーというのはとても大事なことだと思うのですけれども、具体的にどんなことを芦屋市としては取り組んでいらっしゃるのかなということにはぜひお伺いしたいところです。

会長

非常に大事なご指摘をいただきました。情報ですね。やはり情報を分かりやすく伝えるためにも、たくさんの文字でなかなか読むのも大変だということがあるので、そこを分かりやすくすることと、芦屋市が心のバリアフリーについてはどういうことに取り組まれているのかということで、この点について事務局からご説明いただけますでしょうか。

事務局

まず、読むのがちょっと難しいといいますが、取っつきにくいところは確かにあると思いますので、それについては今後、基本構想を表現の仕方としてぜひとも検討させていただきたいと思います。

できるだけ見やすくということをご心掛けていただいております。

もう1つ、心のバリアフリーの取組みにつきましては、資料の8ページの心のバリアフリーの基本方針のところから少し例として書かせていただいておりますが、例えばサポートが必要な様々な人々に対する理解を深めることであるとか、サポート意識の醸成や、マナーやモラルの向上であるとか、人材育成、学校教育・生涯学習・普及啓発活動などが必要だとされております。ここについては、特に市としてもこれまでソフトの部分の取組みとして、特に福祉部を中心に取り組んできたところですが、今回バリアフリー基本構想の基となるバリアフリー法に、例えば普及啓発で教育啓発活動、それについての内容が非常に濃く書かれた部分というのもございまして、今後一層取り組んでいくべき内容としまして基本構想には書いていきたいと考えております。

委員 例え、教育が大切だと思います。芦屋市の小中学校の義務教育ではどのような取組みをされているのか知りたいところです。

事務局 例え芦屋市内の幼稚園や小学校や中学校などから社会福祉協議会に、そういった教育についての依頼がありまして、それをもって社会福祉協議会さんから学年ごとに実施するようなことを聞いていますけど、年間かなりの数を現時点でもこなされているという情報は聞いております。ただ、それを改めて基本構想の中にも位置づけることで、その根拠とか今後の活動をしっかりと明確にしていきたいと考えております。

会長 ほかにこの心のバリアフリーについて何かコメントがもしあれば賜りたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。後でもまた賜りたいと思います。

委員 これをぱっと見たところ、文章が長くて具体的なことがちょっと分かりにくいというのが正直なところです。いろいろ思うのですが、「安全・安心、快適なまちづくりへの多面的な取組みを進めます」ということで文章をいろいろ書いてあるのですが、もう少し具体的なことですか。私が最近思ったのが、例えば具体的な話なのですが、人工肛門とかをされている方のお手洗いとか、何か具体的なそういうお手洗いがどこにある、そういうのを幾つか設置しますとか、それは例えば一例ですが、何となく具体的なことがもう少し書いてあると分かりやすいかなというふうなこの文章の中では思いました。いろんなことがあると思うのでなかなか難しいかなとは思いますが、例えばこういう項目で、

具体的にこういうふうなことを進めます。今朝の新聞で、芦屋市が、同性愛の方を公的に認めますという記事をたまたま読んだのですけれども、そういうのも心のバリアフリーの中の1つなのかなと思ひまして、具体的なこういうことを今芦屋市はしていますとか、そういったことが入るとより分かりやすいかなというふうに思ったところです。

会長

貴重な意見をいただきまして、オストメイト対応のトイレがどこにどれぐらいあるのかとか、ほかのもう少し具体的にという話があります。この基本方針、基本構想のところでどこまでそれを盛り込むかというのはなかなか難しいところもありますのですけれども、非常に大事な意見をいただきましたが、ご質問、ご意見はもう少しトイレ情報とかいろんなことを具体的に示してほしいということですか。

委員

はい。ちょっと分かりにくいというのが正直なところです。

事務局

基本構想で盛り込むというよりも、1つのやり方としましては、基本構想を策定した後の話になるかと思うのですけれども、バリアフリーマップというものがございます。要は市内の一定の地域におけるバリアフリー化がどの程度進んでいて、おっしゃるようなバリアフリー対応施設がどこにあるかというのをマップに落とし込んだもの、これについても前向きに検討させていただいて、先ほど基本方針のところで説明いたしましたスパイラルアップのところで成し遂げていければと考えております。

もう1つの、本日の新聞の件は、おそらくそういった立場の異なる方の理解を進めるという部分では、おっしゃるとおりバリアフリーに関する考え方と非常に重なる部分もございますので、そこは市の取組みとして、今後多面的に取り組んでいきたいと考えております。

委員

基本的なことなのかもしれないのですが、教えていただきたいのですが、今回、この資料⑦のバリアフリー基本構想というのをつくろうとしているというのは理解しているのですが、このバリアフリー基本構想の冊子自体ができれば、それはどなたがどのような形で活用されていくのか。一般市民が見ることは多分ほとんどないとか、今まであまり目にしたことがなくて。今、お二人の委員さんもおっしゃっていたみたいに具体的なことがここには載るのか載らないのか、どの範囲までが基本構想の中のものになるのか、今言っていたいただいていたマップがあります、作りましょうとか、その分

けるのがどの辺りのことなのかなというのが、今お話を聞いていても私も難しいなというのは正直思うのですけど。

会長

行政が作ると、どうしても資料が難しくなってしまう、量も多くなってしまうということもあるのですが、概要版とか、できるだけ分かりやすくという形で掲載していくことになると思うのですが。ただ、基本理念というところは非常に中心というか根幹になる部分なので、例えば文言一つにしても、項目にしても、抜けているところとか、欠けているところとか、あるいはこれからの社会情勢なんかも考慮して入れておいたほうがいいとか、そういったことも踏まえてご指摘いただくとありがたいと思うのですが、専門家でも難しいところですよ。

委員

そこまでたどり着かなくて、何が足りないのかまでが分かるほど理解できていないというか。本当に5つの基本方針を読むだけでというのが正直なところですね。

副会長

今のご質問に少し補足の説明を加えると、今ご覧いただいていた資料⑦の表紙の後ろが目次になっています。これは1回目の協議会のときに事務局から基本構想というのはこういうものですよというふうにご説明していただいた流れがもう一度これで確認できると思います。今確認いただいているのは3番の基本理念と基本方針というところなんですね。この方針に基づいて、基本構想の中にはこれから先、5年、10年のスパンでJR芦屋駅周辺の地区で実際に整備していく事業の内容であったり、先ほど話題になっていました心のバリアフリーに芦屋市として取り組んでいく内容を基本構想には位置づけることになっています、法律では。これから先の5年、10年かけて市役所を中心に市民と協働して取り組んでいく事業が具体的に位置づけられていくと思います。

よって、皆さんとしっかり議論していかないといけないのですが、事業を考えていくに当たり、どういう視点から、どういう観点から物事を考えていかないといけないのかというのが書いてあるのがこの基本方針、基本理念で、少しふわっとしているので、かつ言葉遣いが硬いので、理解しづらいというのはよく分かります。少し言葉遣いを易しくして、市民の方に親しみを持って読んでいただけるような形にしていくことは大切だと、皆さんのご意見を聞いて思いました。私たちも協力して、事務局と一緒に少し改善はしていきたいと思います。

委員

最終、基本構想としてできると思うのですけど、市民の方が手に

取って見るものとしての簡単なパンフレットの的なものとかもできる
のですか。

事務局

前回、阪神芦屋駅周辺でバリアフリー基本構想を策定させていただいたときも、こういった冊子を作っております。冊子をもう少し分かりやすくした概要版も作りまして、配布資料として作成しております。今回もそのようなことを予定しておりますけれども、この概要については分かりやすくして紙資料でお配りするとともにホームページで公開して、できるだけ多くの皆さんに見ていただくとは思っておりますけれども、これ自体はこの内容を皆様に読んでいただくということが目的ではなくて、この内容を基に芦屋市のバリアフリー化をもっと進める、推進していくということの根拠資料として作成しております基本構想でございますので、特に基本構想そのものがほかの計画ものよりも特徴的なところとしまして、スパイラルアップという先ほどお示しした取組みがございまして、これに基づいて皆で話し合っ、進めているかというのをチェックしながら、よい地区にしていくという考え方がございますので、それを今後具体的に進めることこそが最終の目的となっておりますので、そういったところも踏まえて、今後十分市民の皆さんに説明していきたいと考えております。

委員

基本の教科書みたいな感覚ですか。

副会長

そうです。

委員

あともう1つ、基本方針の5番で「断続的・継続的な取組みを」ということで書いていただいているのですが、今回この基本構想をつくる協議会は5回目であると思うのです。ちょっと気が早いのですが、その先もこのような協議会はコンスタントにあるのですか。

事務局

まだ確定的ではございませんし、皆様にご依頼する内容ではあるのですけれども、できましたらスパイラルアップという取組みの中で今後の基本構想のチェックというところもある程度はお願いできないかなとは考えているところでございます。

委員

具体的に平成19年に策定した頃はどんな感じだったのですか。

事務局

平成19年に策定した基本構想は、その策定後に推進連絡会というものをつくりまして、そこでこの基本構想の策定に携わった方を中心として、基本構想に定められた事業がどんなふうに進んでいるのかとか、その事業に対するご意見などをいただく場を設定しております。ですので、それと同じような形も考えられますし、また違

った形で皆様のご意見もいただきながら進めていくことも方法としてあるのではないかなというふうには今考えているところです。

委員
会長

続くということなのですね。分かりました。

計画をつくってそのままではなくて、きちっと進展しているかどうか、別の組織、会議で適宜チェックして、いろいろバージョンアップしていくということも大事ですし、行政の場合は中間のところで、どこまで進展しているかどうかとか、そこをちょっと見直したほうがいいのかということをお諮りするところがあるかと思えます。

委員

先ほどおっしゃったことと同じことで、これは基本方針だから、これはこれですごく立派でいいのですが、これをどのような形で具体化するかが大事なことだと思いますし、学校教育の現場で普及啓発をもっとやっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

小学校高学年の授業では、バリアフリーとかユニバーサルデザインとか共生社会とか教科書に載っております、小学生も勉強しているようです。小学校によりましたら、いろんな当事者の方が授業に参加されているんなお話をしたりとか、体験をされたりというところもあるみたいですので、本当に今ご指摘されたとおりに、小さなときから勉強しておくということがすごく大事なかなと思います。

委員

私は方針、理念というのが、大体の内容は分かるのですが、心のバリアフリーという形で、私は視覚障がい者なのですよね。視覚障がい者でも、全盲もおれば弱視もいます。また、色盲、色弱、そういう人もいるのですよね。そうしたときに、私たちが何を基本にして活動するかといったら音なのですよね。音がなかったらどうしても危険が生じるとか、横断歩道であれば音響までいかないのですが、「信号が青に変わりました」とか「赤に変わります」とかいう音で言ってくれる。

エレベーターでも、押しボタンのところに何気なしに点字を打ってあるところもありますが、点字を読める人はほとんどいません。というのは、中途失明が多いのですよね。なので、エレベーターのボタンは数字で浮き文字があるのですね、1とか2とか。そういうボタンを押せば、着いたときに「2階です」「3階です」という音声で知らせてくれる。ですから、それがなかったらどこにエレベーターが止まってくれるのかとか一切分からないのです。

あと、エスカレーターでも、駅では特にそうなのですが、エスカ

レーターの入り口，階段の入り口にはチャイムが鳴るようになっておるのですね，人が近づいてきたら。そうすれば，ここに階段がありますよ，エスカレーターがありますよと。エスカレーターなら上るように手すりをつかまえてくださいとかいう音声も出ますよね。だから，そういう具合にやはり音声を重視したことを，視覚障がい者のほうからはお願いもしたい。

リーフレットみたいなチラシを作るにも，CDとかに音声で吹き込んだ媒体で，私たちは，誰かに代読してもらうしか分からないので，そういうCDを作成してもらったら，より多くの視覚障がい者にも内容が通じるかなと。

以前も言ったのですが，横断歩道でも白線が薄くなっていて，弱視の人が道路を渡るのに，横断歩道なのか普通の歩道なのか分からないという人がかなりおるのです。だから，横断歩道の新規の白線引き，あと，特に私が知っているところでは松風通り，この川沿いの道を国道2号を超えて市民センターの前に行けば，歩道沿いにちょっと大きい桜の木がたくさん植えてあるのですが，ほとんど歩道が狭いのに桜の木があつて，枝木が目の高さにあると。ヘルパーといるときは必ず車道に下りるのですけどね。あとは，松もいっぱい植えてありますよね。松風通りでも国道43号から南のほうとか，反対側の右岸側もみんな植えてありますね。あの松の木の枝が目には刺さるとか，そういうのもかなり危険があるので，そこら辺が心のバリアフリーかなと。

そして，私たちが教育委員会にお願いして，保育所，幼稚園に福祉事業，体験ですね，白杖とか点字とか。あと危険なところがあるかないかとか，そういう情報を教えてほしいとか，横断歩道では白い杖を持った人がいたら「青になりましたよ」とか「今，赤ですよ」とか，声かけ運動みたいなのをしてもらえたら一番いいなという形で，いつも小学校，中学校もそうなのですが，福祉事業で一応いろんなことを学びたいなと思って一生懸命やっている。

やはり心のバリアフリーというのを私たちにしたら重視してほしいなと思っています。

会長

心のバリアフリーの面とか，音のサインのことですね。音声も含めましてということと，あと，行政の情報が最近はPDFで提供される場合があるのですけれども，ある自治体ではPDFが視覚障がい者の方のソフトでは読めないことがあったということもございますので，そういう情報の面と，心のバリアフリーの面では教育の部

分がすごく大事だということのご指摘があったと思うのですが、この基本方針とか、その中で見ていただいた部分で何かお感じになられたところはありませんか。

委員

こういう資料なんかでも、1人でいるときは「よむべえ」という機械で読ますことはできます。点字でもね。そして、CDがあれば、パソコンでも「よむべえ」という機械に入れれば全部読み上げてくれるので、そういう便利なものが一応あるんです。ただ、若い人はできるのですが、高齢者がどこまでそれを使うことができるのかとか。あと「PC-Talker」で聞くこともできます。芦屋市の資料はあしぶえさんというボランティア団体があるのですが、そこで吹き替えしてもらってCDをもらうようにしているのです。一応そのCDを使っている人がかなり多いので、そういうのだったら一番私たちにしたらいいかなと。例えば選挙なんか、特にそうですね。いろんな党があるので、どういうことを方針にしているのかとか、そんなのもみんな吹き込んだやつが来るので、だから、選挙にも行きたいし、スムーズに行けるような格好ですね。なので、そういう音声は僕らにしたら必要かなと。

会長

ただいまのご意見について、何かコメントとか追加してお聞きしたいこととか、よろしいでしょうか。

委員

先ほどから教育のことがよく出てきているのですが、芦屋は特にインクルーシブ教育をしているので、それこそ小学校、中学校のお子さんはすごく理解しています。実際、障がいのある子と一緒に過ごしているのです。それよりも、やはり大人の方が難しいところが多いのではないかなというのを最近ひしひしと感じます。子どもを車椅子で押していて、やはりお子さんたちのほうが本当に自然なので、当たり前にいるという感覚で接してくれるけど、まちなかを歩いていて、それこそ大人の方たちのほうがやはり対応は少し。

そこで思うのが、教育の現場に取り入れるのはとてもしやすいことかなと思うのです。大人の方対象のそういう心のバリアフリーの何か取り組みをしていかないと、難しいことなのかなというのが実感としてあるのですが。大人の方は「そういうお話がありますよ」と言っても、なかなか参加されることもないのかもしれない。

事務局

今おっしゃっていたように、子どもさんにつきましてはインクルーシブ教育でありますとか、先ほどご発言されました委員も行っていると思いますが、社会福祉協議会さんでやられている福祉学習というものがあまして、昨年度、私も委員が行かれたと

ころにちょっと拝見したのですが、やはり障がいの当事者の方が直接お話をして、一緒に体験をする。視覚に障がいのある人は歩くときこんなものがあつたら歩きにくいであるとか、白杖について丁寧にご説明をされておりまして、ほかでも車椅子の体験もされていますが、やはり学校現場の反応を聞きますと、まず学校については、子どもさんが当事者さんの話をしっかり聞いて体験するというところで、本当にスムーズに納得をされて、とても理解が高く、いつも大変好評であるというふう聞いております。

おっしゃったように大人の理解というのは、ほかのところでも意見を聞いております。民生委員さんでありますとか福祉推進委員さんでありますとか、そういった方々から障がいの理解ということでお声がかかりましたときに、権利擁護支援センターの職員でありますとか、障がいの相談機関の者が行って、例えば発達障がいについて知りたいということであればそういった話をしたり、障がいの理解について、3障がいということもやはりなかなか分からないということも多くございますので、そういったことを直接お話ししてということで、普及啓発には努めておるところです。

ただ、そういった役員になる方というのはやはり意識が高い方が多くございますので、そうしたところからまた一般の市民の方にも広がっていけばと思うのですが、今の障がいの理解ということにつきましては、この9月に差別解消の条例制定を議会に提出する予定ではあるのですが、その中にも障がいの理解について、先ほどのお話の中でもありましたように、人々の多様性ということを尊重し合うということ、人々は多様性があるということで、人にはそれぞれの配慮が必要であるということにまず気づくということがなければ対応ができないということがありますので、そうした部分につきましては、今後とも研修であったりだとか講演会であったりということの機会を考えてまいりたいと思っておりますので、また皆様にもご協力をお願いしたいと思います。

会長

福祉の部門でもいろいろされているのですけれども、部局が違う、縦割りの場合もあって、いいことをしているのだけれども、目的が違うと伝わっていないという部分もあつたりします。

副会長が倉敷の美観地区で関わられたものに、事業者の方々に心のバリアフリーの仕組みをつくられたり、いろいろなやり方があると思いますが。

副会長

今、会長からご紹介いただいたのは、岡山県の倉敷市では美観地

区という観光地がありますよね。その事業者、いわゆるお土産物屋さんであったりとか、旅館を運営されている方であったりとか、また、そこでボランティアガイドを務められている方を対象に講習会を行い受講することで「おもてなしマイスター」という名前の認証制度をつくりました。それは難しいものではなくて、実習と講義と3回受けるとバッジがもらえて、受講者のステータスになるような、楽しく前向きに取り組めるような仕組みをつくりました。あと、お店のほうも「おもてなし処」認定制度というのをつくって、いろんなことをやっていかないといけないのですが、そのうち3つだけでもいいから取り組めたら「おもてなし処」として市長が認定しますよという、独自につくっているの、とてもハードルが低く、取り組みやすい制度をつくっています。

例えばお店のトイレを貸し出しますとか、あと、多言語対応でなかなか複数言語をしゃべれる職員の方がいらっしゃるのですけども、最近はポケトークとかありますよね、AIの機械を使って。それを設置しましたとか、ちょっとしたアイデアでも前向きにバリアフリーに取り組まれるのを表彰して、そういうところをどんどん認めていく中で、みんなで少しずつバリアフリーを進めていきましょうという仕組みをつくったのが倉敷市の事例です。

基本理念と基本方針のところ、今、皆さんからご意見いただいたところで私が1つ、2つ気になったところがあります。

基本理念のところの2行目ですけど、「すべての人々がともに理解し合う共生社会」という表現になっていますが、これはこのままでも結構ですが、後ろの基本方針とか先ほどのご議論の中で「尊重し合う」というキーワードが出てきたと思うので、ここは理解でもいいのですが、「尊重し合う」のほうがいかなと思います。差し支えなければ変更をご検討いただけたらと思います。

それから、基本方針2のところ、これ自体は問題ないのですが、委員からのご指摘を踏まえると、情報に関するバリアフリーを何かキーワードとしてどこか盛り込めないかなと思います。基本方針1ではどちらかというとハード面の、空間面のバリアフリーというのはきちんと位置づけられているのですが、音情報であったり、先ほどのパンフレットの話ではないですけども、そういった情報のバリアフリーということをきちんとうたっているところが、今、私が見落としているのかもしれないですが、明確には基本方針のどこにも入っていないのかなと思いますので、入れていただける

といいかなと思います。それが基本理念，基本方針のことです。

これは今後のことですけれども，多くの委員の方から心のバリアフリーの具体的な取組みをぜひ基本構想の中で位置づけていかなければならないということが確認されましたので，その中で，少し話題に出ていました芦屋市で独自に取り組まれているLGBTへの理解，啓発事業とか，あと，インクルーシブ教育を積極的に進められているということとか，そういう芦屋市が既に取り組まれていることもこの基本構想の中に位置づけていただけるといいのではないかなと思います。

私は芦屋市でインクルーシブ教育というのが推進されているというのは存じ上げなかったもので，また教えていただきたいなと思っておりますが，私が過去にやったところで，いわゆる子どもはよく学ぶというのは私も同感なので，ただ，親がそれと違うことをするので，また子どもがそれにならって忘れてしまうというのが現状ですよ。例えばインクルーシブ教育を一生懸命取り組まれているのであれば，そこに保護者だったり，地域の方だったりを巻き込んでいくというように，今やっていることを広げたりアレンジしたりすることで取り組めることもたくさんあるのではないかなと思います。そういった辺り，教育の部門の方にもご相談いただいて，いろいろご検討いただけるといいのではないかなと思いました。

委員

今年，民生委員の方への講演があったのですが，新型コロナウイルスの影響で今回は中止になったのですけどね。やはりそういう民生委員とか，そういう人たちにもいろんなことに入ってもらったらよいのかなと私は思っているのです。

それと，さっき言い忘れたのですが，盲導犬，聴導犬，介護犬が入れるような施設というのもうたってもらえればいいかなと。車椅子だったらどこでも誰でも入っていただけますけど，どうしても介護犬とか聴導犬，盲導犬は施設に入れないことがあるので，そんなこともリーフレットとかと一緒にうたってあげたらいいかなと思っています。

会長

盲導犬，介護犬，これはイベントをすると結構子どもさんとか親子連れとかたくさん来て，すごく理解が進むのですけれども，実際のお店では，まだまだ理解がされないというところも課題だと思います。

委員

動物アレルギーとかがある人には無理なのですけどね。そこは一応理解していますけれども。

- 会長 県もユニバーサル社会づくりとか取り組んでおられて、いろんな基本構想もされています。
- 委員 各委員さんの先ほどからの意見も聞かせていただいているのですが、やっぱり分かりにくいというのは非常にまずい。基本理念というのが目指すべきゴールで、それに向かって基本方針という手段を講じるわけですが、そこが分かりにくいと言われるとバリアフリーでも何でもなくて、やっぱりそこはきっちり分かりやすくしないといけないのかなと思います。
- 資料を見させていただくと、前回の基本理念や基本方針をブラッシュアップしたような形でつくられているのですが、前回の形にこだわる必要もなく、こういう5つの方針がありますという、5つの方針、各方針を達成するためにどんなことに取り組みます、その結果、こういう効果を期待していますというようなことを分かりやすく書くのがいいのかなと。
- 一番分かりにくいのは、「バリアフリー化」という言葉がいろんな項目に入ってきていて、便利使いされていて、よく分からないので、見たときに、こういうことをするのだな、こういうことをしたら、こういう効果を期待しているのだなというのをもっとキャッチーに、分かりやすく書かないと、私から見ても読みづらいなというところもあります。あとは、中身の細かいところはもっと細かく詰めていけばいいと思うのです。やっぱり一番大事なところなので、もう少しキャッチーにしたほうがいいのかなというのが率直な意見です。
- 会長 分かりやすさという点でご指摘のとおりというところがございます。これをどういうふうにしていけばいいかというのを検討していきたいと思うのですが。あと、前回の分を踏襲して書いていますけれども、必ずしもそうではなくてもいいのではないかというご意見でした。
- 委員 バリアフリーという言葉だけが先行しているのかなと。平成15、16年でしたっけ、バリアフリーというのは冊子が出ましたよね。それから10年、15年たつと、あれを知らない人が出てきているのですよ。バリアフリーという言葉は知っているのですけれども、「バリアフリーって何？」という形なのですね。例えば盲人の方が目標とするバリアフリーと車椅子の人が目標とするバリアフリーは違うのですよ。全然レベルが違うのですね。ところが、それを極端に言えばある程度大ざっぱにして、これだけやったらいいでし

ようというのが先ほど言った冊子なのです。当然それでは駄目なところがあるのです。

この問題も基本理念となっているのですが、我々の目標というのは理念じゃなくて実現なのですよね。だから、これをやったらこのような形が実現できますよというのをやっぱり表に出さなきゃいけないのかなというのと、もう1つは、役所でPDCAサイクルって出てきますよね。役所は言うのですが、役所が一番嫌なのがPDCAなのです。

プラン（Plan）、ドゥー（Do）、チェック（Check）、アクション（Action）です。プランというのは必ずこういう委員会を使ってするのがプランなのです。いろんな声を聴きます。ところが、実行の段階で意見を聴くかというのと、聴かないのが役所なのですよ。実行になると、それは役所がやるのだから声を出すなと。できたら、これがチェックしないのです。なぜかという、プランをつくってから実行してチェックする時間が、例えば10年とか15年後なのですよね。そのときには役所の人間は全部代わっていると。そのときにどういう議論がされたか分からない。だから、チェックしなければ、その後のアクションもしない。これがいわゆる役所の一番の欠点なのですよ。

だから、これをやるのであれば、極端な話を言えばプランをつくってからドゥー（Do）、実行までの間に何回もプランのチェックをしていかなきゃいけないのですよね。それをできる仕組みをこの中に入れとってほしいかなと。実行ということは、完成したら直せないのですよ、極端な話を言いますと。いかにいいものを実行させるかです。悪いものができたら駄目なのです。それまでのストーリーを、協議会でプランをつくるのではなくて、あくまでも実行までが目標ですよと、それまでに何回もチェックをしますよというのを入れてほしいのかなという気がしますね。それができて100点のものができるとはならないかなという気がします。

会長

なかなか実行というところが難しいということがあるのですけれども、そこを市民の皆さんと、当事者の皆さんと、行政の皆さんと、毎年きちんとチェックしているというところもあたりいたします。

委員

そうです。それができるのが芦屋市だと思うのです。それを国がやれと言ったら無理なのです。市という最小の行政単位だからできると思うのです。だから、それをやってほしいなと思いますね。

私がちょっと感じたのは、この基本理念の構想というのは、最終的にはこれが実現されることを目的とされているということの理解でよろしいですね。先ほど、分かりにくいですというようなご意見が多数ございますけれども、その辺については全くご指摘のとおりだと思います。書き方もそうなのですが、「相互理解を深めるためのコミュニケーション」とあって、わざわざこんな書き方をする必要あるのかなと思ったり、「認識する必要があります」と、言葉尻を捉えるようだけれども、「必要があります」とか「取組みが求められます」、こういうことは今から実現していこうという姿勢の中で用いるべき表現なのかなというところは、若干違和感を感じたところはございます。

私も市民、県民の皆さんからの税金でお仕事させてもらっている立場ですので、逆に予算というのは範囲があって、できることできないことがあるのですけれども、ただ、業務をしていく上で、警察というのは私の中では最大のサービス業だと自分では思っております。警察法の中で求められているのは、国民の方の生命、身体、財産の保護ということになって、大抵の警察官がそうだと思うのですけれども、一番危険な現場になったときに、国民、県民の皆さんよりも先に死ぬべき立場であるというふうに私は考えています。犠牲になってもです。それが私どもの仕事ですので。今、この会議の中で求められているというのは、これを実現するために、これは警察法の考え方ですけれども、やっぱり与えられた使命に対してどのように取り組んでいくのか、目的は何なのかというところについて真摯に取り組んでいく必要があるのかなというところは、この表現の中から感じられたところではあります。感想を書くところじゃなくて、結果をどうするのかというのを書くべきなのかなと。そこが一番、皆さんが感じられる分かりにくいところではないのかなと思います。ですので、どういう表現にされるのかというところについては事務局でご検討いただいたらと思うのですけれども、端的にこうするのだ、ハード面をこうするのだとか、ソフト面をこうしていきましょうとかということを書き込んでいただくということが1つだと思いますし、ソフト面の取組みということについてはいろいろやり方がございますし、教育とかもそうなのですけれども、最終的にはここにおられる皆さん一人一人の行動が波及していくところもあると思うのですね。やっぱり周りの人がやっている私もやろうかなと考えるのが日本人の特性のところもありますので、細々し

たところについてはまたこちらの会議の中で検討していくべきことだと思えますけれども、基本的な方向性とかベクトルについてきちんと表現されたりとかということは、第一義的に必要なことではないのかなと感じました。

会長

このただいまのご意見に対して、事務局からは何かコメントありますでしょうか。書き方の問題は非常に難しいところがあるのであれば。

事務局

バリアフリー基本構想の成り立ちとしまして、基本理念と基本方針があって、それに基づく今後推進していくべき内容というのが具体的に特定事業等で描かれるという形になっておりますので、どうしても基本理念、基本方針というのは抽象的なものになりがちです。それをできるだけ分かりやすくということであれば、先ほど委員がおっしゃいましたようにもう少しキャッチーにというご意見なんかを少し参考にさせていただいて、できるだけ市民の皆さんに受け入れられやすいもの、及びもう少し結果といいますか、基本理念、基本方針でどう書くかというのは検討しないといけないと思えますけれども、分かりやすく、直接的な書き方というのでも検討したいと考えます。

委員

基本理念や基本方針というのは、先ほど来ご意見があったように、いわゆる今後個別の事業を策定して推進していくための大まかな方向性ですので、ここに記載いただいている内容で特に、もちろん言葉尻等の調整はありますが、問題ないかなと思っています。

ただ、1点難しいかなと思っているのが、今回新型コロナウイルスでこういう状況になってしまって、国からも新しい生活様式の推進ということで、人の行動様態というのが実は意外と変わってきているところもあります。それが例えば今回この構想を策定するに当たってどう影響するかというのが、見えない部分もある。案を策定するまでにそれを捉え切れないということもあるかとは思いますが、ハード面ではこれまでのとおりか、もしくはブラッシュアップしてやったらいいのか、それとも、あるいはハード面の整備のところまでそういった人の動きのことが影響してくるかというのが分からないので、基本方針の5つ目にもありますけど、PDCAですね。この計画構想をつくるまでのプラン、チェックも大切だというご意見はありましたが、やっぱりちょっと捉え切れないということも絶対あるかと思えますので、そういうところについては構想とか個別の事業計画を回した中で、うまくブラッシュアップできるよ

うな仕組みを整えてもらえたらなと思います。

会長

安心・安全というところと、最近では新型コロナウイルスの影響で公衆衛生というところまで考えていかないといけないという、3密を避けるとか、いろいろなところも出てきていまして、非常に難しいところがあります。そういったことも踏まえて、今の課題をどう盛り込むのか、どうするのかというところも検討していきたいなと思います。

委員

今回のこの基本理念等々につきましては、各委員の皆様と意見が一緒だと思っております。最近では、この基本理念とか方針に絵なり、写真なり、グラフなり、そういうものも入れていけばちょっとやんわりしたような形で出来上がるのかなと思いますので、今後、冊子を作る段階で検討していただければどうかなと感じた次第でございます。

会長

グラフィックとか、表とか絵とか、そういったことでビジュアルにというところも大事かなと思います。

委員

3点意見を言わせてもらいます。

1点では、この基本方針に書く必要はないのでしょうかけれども、PDCAサイクルをどう回していくのかというのは、この会が終わるまでに明確にしておくほうがいいのかなのというのが1点目。

2点目は、PDCAサイクルを、ほかの委員からもありましたけれども、PDCAの中でチェックがやっぱり一番重要だと思っております。基本的に役所はこんな事業をやりまして、ここを整備しました、利便性が上がりましたみたいなところで終わっているのですが、本当にそうなのか、もう少し掘り下げて、そこを使われている皆さんが使いやすくなったと思っただけなのかどうか、そこで事故が少なくなったとか、何かそういう具体的な数値をもって評価をしたほうがいいのかと思います。

3点目は、この建物もそうなのですが、県のチェック&アドバイス制度ということで、計画の段階でいろんなご意見をいただいているのです。建物は事前に実際に障がいのある方のご意見を反映するという制度があるのですが、道路などでも取り入れることができたらいいかなと思っております。

会長

これはすごく皆さんが安心・安全で快適になる場所なので、行政にとってよくなることですし、あと、こういうチェックの中でのいろんな団体や市民の皆さんのアイデア、グッドプラクティス、よい試みや事例なんかもうまく共有しながら、いいところは取り入れ

て、まねしていくとかいう仕組みも大事なのかなと思います。

3点、4点ほどちょっとお話させていただくのは、心のバリアフリーの具体的な取組みはというご質問が最初にあったと思いますけれども、先ほど事務局から説明させていただきましたように、制度的には手話言語条例、これは以前に制定しております、手話を広めていこうという取組みを市としては行っているところです。

それから、差別解消条例。これは差別解消法があるのですけれども、まだ障壁が取り除かれていないということから、市として差別解消をより一層進めていこうということで、来週から始まります議会で条例案を上程させていただきます。近隣では西宮市さんとか宝塚市さん、三田市さんが既に制定しております。インクルーシブ条例までいかないのですが、まずは差別解消の条例ということで芦屋市としては考えているものでございます。当然ながら、ここで意見をいただいた心のバリアフリーの内容についても、この条例の施策の中で進めていけたらなと思っているところです。

先ほども「共生社会」の基本理念のところなのですけれども、今、福祉のほうでも高齢介護の計画とか障がいの計画、今年と来年度にかけて地域福祉計画の見直しの時期なのですけれども、そこで当然我々も「共生社会」という言葉が出てくるのですけれども、福祉のほうはどちらかというと厚労省の管轄でして、この定義が整合性というか、統一が取れているのかということで、事前に事務局ともすり合わせをさせていただいたのですけれども、我々のほうはどちらかといえば社会福祉法の4条の地域福祉の推進ということで、地域共生社会の実現ということで考えていくわけなのですけれども、ここは国交省の管轄だと思うので、そこら辺の議論をもう少ししたほうが理解につながるのではないかなというのが気になりました。

それから、先ほどから出ていたPDCAのサイクルなのですけれども、おっしゃるように、PDCAサイクルということで、プランで実際に実行できるか、ここが一番大切なんではないかなということなので、できたらマネジメントの観点ですかね、そこが基本構想の中で、言葉だけになるかもしれませんけれども、入ってきたらいいのかなという気はいたしました。

それから、市が一番いろんな施策を実現できるということなのですが、三位一体の改革で、要は財源と権限を全部地方のほうに持ってこられたなら、もっと具体的な施策が実行できるかなと。これ

は感想ですが。

会長

「共生社会」という言い方ですよね。例えばユニバーサル社会とかいろんな言い方があるのですけれども、目指す社会というのは同じだと思うのですが、捉え方がもしかすると少し違うのではないかなというところで、そこをきちっと福祉のところとも、バリアフリー新法でいう「共生社会」とか、そういったところも議論しておいたほうがいいのではないかなという非常に大事なご意見をいただきました。

あと、副会長、全体を通していかがでしょうか。

副会長

貴重な意見をいただいたので、それを一つ一つ織り込んでいくということが大事かなと思います。基本理念、基本方針に関しては、主体性を持って書くということが一番大事であることが、ご指摘を聞いていて思いました。策定するのは芦屋市役所さんですけども、そこには市民がもちろん含まれていて芦屋市の計画ということになりますので、そういう意味で、ここで協議して、主体性を持ってもう一度再整理すると、とてもいい計画になるのではないかなと思います。

会長

あと、例えば個別なことと言うと、文言について。例えば7ページの5つの基本方針の今回案のところで、乳幼児連れという言い方をするのかとか、あと、外国人も抜けているのではないかなと。例えば2の「合理的な配慮の提供を行う必要があります」という言い方は、読んでいて違和感がありましたので、また検討していきたいなと思います。

これはまだ案ですので、先ほどからいろいろご意見をいただいた分かりやすさとか、どういうふうに表示したらいいのかというところなんかをまたご議論、ご意見をいただきたいなと思っております。たくさんの事項をご指摘いただきましたので、また何かありましたら、事務局にご意見をいただけたらと思います。

(4) これまでの取組み

(5) ヒアリング調査の結果報告

会長

それでは、次の議題ですが、議題(4) これまでの取組みとヒアリング調査の結果報告についてということで、ご報告をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、資料④、これまでの取組みについて説明します。

前回までの協議会のご意見の中で、前計画での取組みや特定事業などの振り返りが必要なのではというご意見をいただきましたの

で、阪神芦屋駅・市役所周辺地区を対象にしたバリアフリー基本構想での取組みを図にまとめて作成しました。

先ほどもご意見がありましたように、この基本構想を定めたらどんなことができるのかというご意見もありましたが、今回の基本構想における取組みや特定事業を考える際の参考資料にさせていただければと思います。基本構想を定めることで各図に記載のような取組みが重点的に行われるといったことや、特定事業といったものを身近に感じてもらえるきっかけにさせていただければなど思っております。

なお、また、図に記載の具体的な取組みなどについてご不明な点などありましたら、協議会終了後でも構いませんのでお知らせいただきますようお願いいたします。資料④についての報告は以上です。

続きまして、14ページ、資料⑤、ヒアリング調査の結果報告について説明します。第2回の協議会で配布しました当日資料としてヒアリング調査の記載内容を配らせていただいたのですが、その確定したものがこの資料となっております。前回の協議会ではヒアリング調査がまだ済んでおられない団体の方がおられましたので、その時点での速報版として資料の配布を行いました。全てのヒアリング調査が完了しましたので、この資料を改めて配布しております。なお、記載内容の大きな変更はありません。ただ、資料の記載方法としまして、発言者の方の所属が分かるような形で意見の整理と記載を行っております。このような記載方法についてご都合が悪いなどがある場合は、またお知らせのほどお願いいたします。

また、このようなヒアリング調査を受けまして、基本構想の策定に際し検討が求められる事項を8項目まとめております。そのまとめたものが18ページです。18ページをご覧ください。

検討が求められる事項として1つ目に上げておりますのが、交通結節点としての機能の充実です。市の中央にありますJR芦屋駅は、病院や文化施設などへの移動の際に重要な場所となります。そのため、市内全域の移動を円滑にするための交通結節点としての機能の充実が必要です。具体的には、路線バスや主要道路の整備、またその利便性の向上などが挙げられます。

2つ目は、道路・歩道や施設のバリアフリー化です。具体的には、道路の拡幅や音声案内つき信号機の設置などが挙げられます。また、施設に関しましては、エスカレーターや、また音声案内つきのエレベーターの設置などが挙げられます。

3つ目としましては、歩行者と自転車の動線の分離です。歩行者と自転車の通行帯の分離や、その通行時間帯を制限することなどで、歩行者と自転車がそれぞれ安全に移動できるようにすることです。

4つ目としましては、JR芦屋駅のバス停の再配置です。この取組みの中ではバス停の配置を工夫することでバスの行き先について分かりやすく表示することや、安全に乗り降りできるようにすることを考えております。

5つ目は、車寄せスペースの整備です。現在、JR芦屋駅の南側には車寄せスペースはありませんが、JR芦屋駅への送迎などで使用できる一時駐停車場の設置などにより、JR芦屋駅へのアクセスをよりできるようにすることです。

6つ目は、JR芦屋駅のバリアフリー化の向上です。具体的には、エスカレーターや転落防止柵の設置、バリアフリースイアの機能充実などです。

7つ目は、JR芦屋駅南地区における市街地再開発事業等との連携です。この取組みの中では、協議会の中でもご意見としていただきました多世代交流を図るための居場所づくりや、工事期間中のバリアフリー経路や、その情報提供体制の充実などです。

8つ目は、緊急時・災害時の避難経路のバリアフリー化です。ハード面での取組みとしては、緊急時・災害時の避難施設や避難経路のバリアフリー化、ソフト面ではそれらに関する情報提供体制の充実を考えています。以上が、基本構想の策定に際し検討が求められる事項です。資料⑤についての報告事項は以上となります。

会長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見等はいかがでしょうか。これまでの取組み、交通安全ですとか、道路関係ですとか公共交通、あるいは公園等のところとか、交通安全とか、いろいろ事業別にこれまでどういうことに取り組んできたかということをご報告いただきました。あと、このヒアリング調査結果の報告というのは、委員の皆様からいろんな団体の皆様を通じましていろんな意見をまとめさせていただいて、17ページのところの市内でのバリアフリーのまちづくりの推進についての意見・提案というところでまとめさせていただいたということになります。これについて、いかがでしょうか。

委員

18ページの③歩行者と自転車の動線分離ということで、通行時間帯の制限というのは、これはどんなイメージと捉えていたらい

のでしょうか。

事務局

こちらの17ページにまとめましたのは、具体的に通学路でも、車両禁止でバリカーを設置している場所もあると思いますけれども、そういったものをイメージするものです。ここでは必ずこれを実施に向けた検討をするというのではなくて、ふだん、JR芦屋駅周辺だけではなくて、ヒアリングをした皆様がお住まいのエリアですとか広いエリアにわたって、日常的に生活する上での感想ですとか支障に感じていること、もっとやってほしいことをお聞きしたものです。多岐にわたりますので、こちらで勝手ながら8項目に分けて整理はいたしましたけれども、ここで上げたヒアリング結果と、今後、この後説明もいたしますまちあるきの結果を受けて、この基本構想としては今後取り組んでいくべき特定事業の方向性、整備の方向性を具体化していくという検討につなげるための材料の1つになります。

委員

そうしたら、歩行者と自転車の動線分離と書いてありますが、この通行時間帯の制限というのはどちらかというのを対象にと考えていいのですか。

事務局

全ての交通用具ですね。違う交通用具が交わるということが安全面を損なう部分があるのでということです。現実として、実際に市内でされているイメージとしては通学時間帯の車両制限を指していますけれども、意見としては、自転車と歩行者というのも、最近は自転車が車道に出るよという話がありますけれども、やはり人と自転車の事故というのもよく注目されているところですので、そういった意見が出たということです。

委員

分かりました。事務局からご説明があったように自転車と歩行者が混在していますよね。それはよくないということなので、平成30年に芦屋市自転車ネットワーク計画というのを定めまして、歩行者は歩行者、自転車は自転車ということで分離をしていきたいと思いますよという動きになっているので、そういう動きはするのですけれども、この時間帯に自転車が通ってはいけませんよということになると若干どうなるのかなというのでちょっとお聞きをしたのですけれども、今後ということなので、分かりました。

委員

私は母が高齢で車椅子を使っております。めったに出ることはないのですが、車椅子も本当に1か月に一遍ぐらいしかまちに出ないのですけれども、先日JRの南に行こうと思ってエレベーターを使いましたが、降りた途端、点検ということだったので、「どれぐら

いかかりますか」と言ったら、2時間は絶対かかりますと。用事は2時間以内で収まるので、結局、ぐるっと回って戻らないといけないと。エレベーターを設置しているところというのはどこでも点検というところがあると思うのです。毎日外に出ているわけではないので、その情報が全然得られないので、そういった場合はどうすればよろしいでしょうか。点検日に当たってしまって、階段は絶対使えないしという場合、非常に困るなど。

委員 私も3、4年前ぐらいまでは神戸駅で駅係員として勤務していたこともありまして、日中、駅ホームに上がるエレベーターの点検があるわけなのですが、場合によっては作業を止めてご利用いただけるというケースもあります。

委員 止められないと言った場合に、どこにどう言ったらいいのかが分からなくて。何か情報がどこかで分かればいいなと思うのですが。難しいことだとは思いますが、マンションだったら貼り出しがいつもしてあるので、何かそういう見える化があればいいのかなとは思っています。

会長 エレベーターの中には時々何月何日と掲示されている場合がありますよね。ただ、時々使う場合は、使おうとしたときに使えないことがありますので、事前に分かるような形があればありがたいというふうなご指摘だったと思うのですがけれども。複数あれば、1つは点検で、もう1つ使えるというのがあるのですが、そこは難しいところなので、その辺の情報も利用者の方に分かりやすく、前もって何らかの形で伝わる形で提供していただけるといいかなと思います。

委員 根本的な解決にはならないのですがけれども、JRをお使いの方はすごく多いので、そういうこともあって、今、JR南の再開発を我々はしたいなと思っています。

委員 よろしく願いいたします。

副会長 今のご指摘はとても大事な問題で、国の方針でもバリアフリーマップを作りなさいと強く推進しています。公共交通事業者さんもしろんな情報を出されていますけど、大抵の情報は一度そのとき作ったまま、何年もそのまま運用されるということで、情報が常に変わっていく中で、それをどう更新してどう提供していくのかというのは、ご高齢の方とかには使いにくいかもしれませんが、ITの技術も使いながら情報提供を充実させていくということは、ここだけの問題ではなくて非常に大切なご指摘だったなと思います。

会長

最近は携帯でいろいろ、メールとか、あるいはウェブで分かるような仕組みも取り入れられているところもありますので、そこはいろいろな会社の垣根を越えて集められるといいかなと。そういうポータルみたいなものをつくるといいかなと思います。

18ページのところにつきましては、「検討することが求められる項目は以下のとおりです」ということになっているのですが、この8つの項目以外に、もしこういうことも検討する項目として挙げておいたほうがいいのではないかとのご指摘、先ほどからいろいろのご指摘もあるのですが、入れておいたほうがいいのかというご意見がありましたらぜひ賜りたいと思うのですが、いかがでしょうか。この場ですぐに言えない部分もありますので、またお帰りになった後で、例えば情報のバリアフリーとか、そういったことも踏まえて検討したほうがいいのかということとか、あと、駅周辺で難しいのは、サイン計画をどうしたらいいのかというのはなかなか難しいところがあって、設置する年度とか、事業者さんによって独自のサインを作られたりするとかというのがあったりしますので、そういったところも利用する側からすると難しい点があると思いますので、追加したらいいというところがありましたら、ご指摘をいただきたいと思います。

(6) まちあるきの実施方法の変更

会長

続きまして、まちあるきの実施方法の変更につきまして説明をよろしく願いいたします。

事務局

それでは、最後に資料⑥、まちあるきの実施方法の変更について説明します。前回までの協議会の時点では、利用者の方とそれを管理する事業者や市職員と一緒に現地を歩いて調査点検をするまちあるきと、意見交換のためのワークショップを開催予定でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、従来の方法によるまちあるきやワークショップの開催は困難と考えております。そのため、それに代えまして個別ヒアリングを中心とした方法でルート上の課題抽出などを行い、まちあるきに代えたいと考えております。

対象ルートに関しましては、前回のものから変更はございません。20ページ以降に記載のとおりでございます。具体的には、まちあるきのルート別に事務局が対象者の方からヒアリングを行い、問題点や気づきを図面にまとめます。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場の定員の半数を上限に設定した上で、参加者

を分けて複数回実施する予定であります。対象となる方は、前回予定していたまちあるきへの参加者や参加団体の方を考えております。

なお、ヒアリングの実施手順についてですが、まず事務局よりこの後、日程と参加者の確認をするための連絡をさしあげますのでご回答のご協力をお願いします。日程と参加者が確定しましたらルート図とチェックシートを事前に送付しますので、後ろのページにもつけておりますチェックシートなどを活用しながら、ご自身の担当のルートにおける自身の気づきについて事前に記入をお願いします。ヒアリングの際には、それらのチェックシートなどを活用してご自身の気づきを事務局までお聞かせください。

ヒアリングのときには事務局で現地の写真や地図など用意しておりますけれども、実際に現地を歩かれる場合には、気になった場所の写真撮影や動画撮影なども可能であればお願いします。なお、連日暑い日が続いておりますので、熱中症対策の観点からも必ず可能な範囲でお願いします。また、担当ルートのご希望がある場合は、日程調整の紙に書く欄を用意しておりますので、そこに記入の上、事務局までお知らせください。ヒアリング完了後は、その結果を図面や表にまとめた上で課題などを整理しまして、次回以降の協議会で改めて報告します。

なお、市役所職員が実際に一緒に歩いた、同行した上でのまちあるきを希望される場合は、別途調整しますので事前にお知らせください。また、ヒアリング参加者が多数の場合には事前に人数調整をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。資料⑥についての説明は以上です。

会長

熱中症対策の問題もありますし、新型コロナウイルスのこともありますので、まちあるきとワークショップにつきましては資料⑥に書いてあるような形で、参加者とか参加団体の方を対象に個別ヒアリングを中心としたまちあるきルートの課題抽出ということを考えております。このまちあるきについては、今後の重点整備地区の選定ですね、生活関連施設とか生活関連道路を決める大事なところですので、例えば担当ルートのご希望がある場合にはというところがありますけれども、この1回目、2回目で幾つか生活関連ルートとか、いろいろなルート案とか、あるいは駅周辺とは言っているのですけれども、少し飛び地ですけれども、市民病院とかいろいろなところも入れたらいいのではないかなというご意見も前回、前々回あ

りましたので、そういうご希望がありましたら事務局に言っていただくといいかなと思います。ただ、こういう社会情勢の中ですので、くれぐれもご無理のない範囲でということ調査をしていただきたいということです。24ページにチェックシートがありますので、こういうチェックシートですとか、あと写真とか、あるいは音声とか、資料として可能な範囲で提出していただけるといいかなと思います。このチェックシートについては、できれば日時と天候とかも自由記入欄かどこかに記入していただけるといいかなと思いますが、このまちあるきの実施の方法の変更につきまして、イメージが湧きましたでしょうか。分からない点とかがありましたら、今ご指摘いただけるとありがたいのですが。

委員

以前は日時と人数とかが決められていましたけど、今回は個人的にいつでもということ、自分でこのチェックをすればよいということでしょうか。

事務局

そうですね。もともとはまちあるきということでしたので、一定の日時に皆様にお集まりいただいて、一緒にみんなで歩いて、一緒に問題点を見つけていこうという場だったのですけれども、集まるということが今よくないとされています。ルートについては日頃市民の皆様が利用されているところだと思うので、それを一定利用する中で注意して見ていただいて、気になるころがあれば、例えばお手持ちのスマホ等で写真を撮っていただいて、後日ヒアリングの場というのは一定こちらのほうで設定をさせていただきますので、そのときに教えていただければありがたいなと思います。

委員

まちあるきの範囲ですが、JR芦屋駅を中心とした半径500メートルと書いてありましたよね、以前のコースに。北側であれば山手幹線から南、そして2号線の南側歩道までと。そして、西側は芦屋川の河川敷まで。そして、東側であればどの位置ですかね。

事務局

東側であれば上宮川文化センター等がある辺りです。

委員

川のほうは松風通りの河川敷の桜のある歩道のところまでですね。

事務局

そうですね。市民センター辺りまでという形になります。

500メートルの半径ということであれば、今申し上げましたとおりなのですけれども、実際まちあるきのルートとしましては、要は主要施設を基に一定こちらのほうで設定させていただいているものもございますので、そちらのほうはまた改めてご説明を必要であればさせていただきます。

会長

これは個人的な意見なのですが、実際まちあるきをされる場合には、行政の方が一緒に同行していただいて、バリアがどこかというところを実際に現地で見させていただいてチェックするといいいのかなと思ったりします。

あと、写真とか動画撮影とかというのがありますので、個人情報に抵触しないような形で撮影していただくとか、写真を撮るときは周りの自転車とかバイクとか車に注意しながら写真とか撮影をしていただければと思います。今まだ非常に暑いので、時間帯をちょっと考慮していただくといいいのかなと思います。

私も以前いろいろ回らせていただいたのですが、回ってみると実際に感じる場所がありまして、朝のラッシュ時とか、夕方の帰宅される時とか、日中とか、いろいろ様子が違うなというふうな感じをいたしました。

まちあるきの方法につきましてはよろしいでしょうか。また分からない点がありましたら、事務局にお聞きになっていただけたらと思います。

4 その他

会長

それでは、次第の4番目になりますが、その他としまして、事務局から何かございますでしょうか。

事務局

事務局より1点ございます。次回の開催についてですが、今回は11月中頃を予定しております。ただ、新型コロナの感染状況も見ながら日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

会長

最後、副会長からよろしくお願いいたします。

副会長

きょうも貴重な議論を本当にどうもありがとうございました。

基本理念や基本方針というところは抽象的な議論になりやすいですが、ここをしっかりと議論できたということは本当によかったなと思います。

あと、少し気になったというのは、18ページのところでヒアリング調査の結果を受けてということで、次回、11月に議論するJR芦屋駅周辺地区の基本構想に盛り込んでいけない項目、検討していけない項目というのを整理していただいたのですが、きょうの議論でもソフトの心のバリアフリーを充実してほしいというご意見があったので、それを9項目に情報のことも含めて入れておかないといけないなと思いました。

ウイズコロナの時代がしばらく続きそうですし、アフターコロナ

の社会をどうするのだという議論も始まっている中で、ニュースで見た方もいらっしゃるかもしれませんが、パリとかミラノとかという一流都市では、これを機に大胆に道路空間を、構造を変えていこうというプロジェクトが既に進んでいます。日本ではあまりそういう声を聞かないのですが、一流都市の芦屋の玄関口として、そういった道路空間の再配分で大胆な計画も、もし可能であれば、ぜひ入れていただけると、非常にこの芦屋の玄関口のバリアフリー基本構想としてとてもすてきなものになるのではないかなと思います。事務局で担当課などと調整して前向きにご検討いただけるといいのではないかなと思いました。

会長

今、ウォークブルシティとかいう形で、この近辺でいうと姫路市さんが大通りのところで社会実験を去年と今年の11月か12月で行うということで、いわゆる歩いて楽しいまちづくりとか、道路も歩行者天国にしたりとか、いろんなところでそういう動きが出てきているということです。

5 閉 会

会長

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。